令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査

採点に関する原則

この「採点に関する原則」は、受検者のいろいろな解答を予想して、採点する場合の基準を 示したものである。採点は、次の1~5及び各教科の「採点の手引」によるものとする。

- 1 問題のねらっていることが、理解されているとはっきり判断できるものは、正答とする。
- 2 部分点については、次のとおりとする。
- (1) 各教科の「採点の手引」の「採点上の注意」に「部分点を認める」と示した問題以外の問題についても、各学校の裁量で部分点を認めてもよい。
- (2) 部分点は整数とし、0点を下回らない。
- 3 次のような場合は、各学校の裁量により正答と認めて差し支えない。なお、正答と認めず 減点する場合は、上記1の趣旨を踏まえ、過度な減点は行わない。
 - (1) 「ひらがな」で書くべきところを、「かたかな」で書いた場合
 - (2) 「かたかな」で書くべきところを、「ひらがな」で書いた場合
 - (3) 漢字で書けるところを、「ひらがな」等で書いた場合
 - (4) 文字そのものの正確さを問う問題を除いて、文字についての若干の誤りや不正確な点のある場合
- 4 上記3以外で、指示に反した答え方をした解答や判読に苦しむような解答は、正答と認めない。
- 5 各教科の「採点の手引」に示したもの以外の正答も予想されるので、十分留意する。